

環境省組織規則の一部を改正する省令について

平成 29 年 7 月
環境省大臣官房秘書課

1. 改正の背景

- 今般、環境省組織令を一部改正し、大臣官房の総合調整機能の強化のため、総合環境政策局の事務を大臣官房に移管するとともに、総合環境政策統括官を設置すること、また、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部と放射性物質による環境の汚染の対処に係る関係部署を統合し、新たに環境再生・資源循環局を設置すること等のため、所要の規定の整備を行うこととしている。
- これに合わせ、所用の措置を行うとともに、平成 29 年度の環境省機構・定員要求の結果を反映するための環境省組織規則の一部改正を行うこととする。

2. 主な改正事項

- 政策評価室の大臣官房総務課から大臣官房総合政策課への移管
 - 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部各課の下に置かれていた室の環境再生・資源循環局への移管
 - 総合環境政策局各課の下に置かれていた室の大臣官房への移管
 - 地球環境局地球温暖化対策課調整官の廃止及び地球温暖化対策事業室の設置
 - 地球環境局国際連携課地球温暖化国際対策室の廃止
 - 自然環境局総務課から自然環境計画課への生物多様性センターの移管
 - 生物多様性地球戦略企画室及び生物多様性施策推進室の廃止並びに生物多様性戦略推進室の設置
 - 放射性物質汚染廃棄物対策室の設置
- 等

3. 施行期日等

公布・施行：平成 29 年 7 月 14 日（環境省組織令改正の施行と同日）